

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	道路事業					
地区名	一般県道長草東海線 <small>ながくさとうかい</small>					
事業箇所	大府市長草町地内 <small>ながくさ</small>					
事業の あらまし	<p>一般県道長草東海線は、大府市と東海市を東西に結ぶとともに、中間部で知多半島道路大府パーキングエリア付近を通過する路線である。現在、大府パーキングエリアについては、一般道からも利用できるように2022年度供用を目途に整備が進められており、そのアクセス道路としても機能する。</p> <p>当該事業区間は、既に整備が完了している東海市区間から東側の大府市長草町地内の区間であるが、現道は幅員4m程度ですれ違いが困難な状況であり、一般県道東海緑線と交差する本郷交差点は主要渋滞箇所になっている。</p> <p>このため、主要渋滞箇所等の渋滞緩和を主な目的として、一般県道長草東海線のバイパスの整備を実施するものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>(1) 地域の活性化（地域の主要渋滞箇所等の渋滞緩和）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	10.0 億円		■工事費 7.0 億円、■用補費 2.0 億円、■その他 1.0 億円			
事業期間	採択予定年度	2021 年度	着工予定年度	2022 年度	完成予定年度	2029 年度
事業内容	バイパス整備（延長：1.6km、車線数：2 車線、幅員：16.0m）					
II 評価						
①事業の 必要性	1) 必要性	<p>(1) 地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般県道東海緑線との交差点である本郷交差点は主要渋滞箇所となっているため、交通の円滑化を図る必要がある。また、狭小な幅員の現道は車両同士のすれ違いが困難であるため、安全・円滑な通行機能を確保する必要がある。 				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p>			
		【理由】	<ul style="list-style-type: none"> 安全・円滑な通行機能を確保するため、事業実施の必要性が高い。 			

②事業の実効性	1) 事業計画	【事業計画】									
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	合計	
	工種区分	調査・設計	←→								/
		用地補償			←→						
		工事					←→				
		・土工					←→				
		・擁壁工						←→			
		・舗装工								←→	
		事業費（億円）	3.0				7.0			10.0	
	2) 地元の合意形成	・ 早期に事業説明会を開催し、沿線地権者の理解を得る。									
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。									
	【理由】	・ 円滑な事業環境が整っており、計画の実行性が確保されている。									
III 対応方針（案）											
事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。										
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容											
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 交通量（全車、大型車）、旅行速度、混雑度											